



介護保険を使って 住宅改修

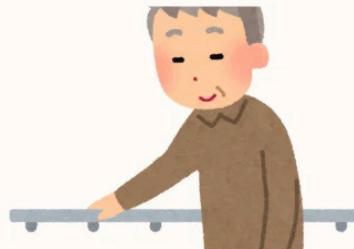


介護保険の住宅改修でできることは



段差の解消

- 玄関から廊下や各部屋の出入口の段差をなくす工事
- 敷居を低くする工事
- スロープを設置する工事
- 浴室の床のかさ上げする工事



手すりの取り付け

廊下や階段・トイレ・浴室
玄関などでの転倒予防や
移動・移乗のための手すりの取り付け



引き戸への扉の取り替え

扉を引き戸やアコーディオン
カーテンへ取り替える工事



和式から洋式便器への取り替え

- 和式トイレを洋式トイレに
- 便器の位置や向きの変更



床や通路の素材変更

- 畳からフローリングやクッションフロアなどの床材への変更
- 階段の滑り止めの設置
- カーペットの取り付けや滑り止め加工
- 浴室の床材の変更
- 屋外通路面を滑りにくい素材へ変更

利用対象者…介護保険の住宅改修費支給は、次の2つの条件を満たす方が対象です

- 要支援もしくは要介護の認定を受けている
- 自宅で生活している

支給限度額は・・・要支援・要介護の区分にかかわらず「20万円」です

ただし、自己負担額が「改修費用の1～3割」に定められており
その割合は利用者の年齢や所得によって異なります。

現役並みの所得がある高齢者は自己負担割合は2～3割

たとえば20万円のリフォームを行なった場合、支給額は次のようになります。

自己負担割合と支給額	1割	18万円	2割	16万円	3割	14万円
------------	----	------	----	------	----	------

介護保険の住宅改修費支給は、原則1人1回ですが、上限を超えない範囲であれば数回に分けて利用可能です。

また、要介護区分が3段階以上あがったり、引っ越しをしたりした場合は、再度20万円まで利用できます。

お問合せ



株式会社東栄

〒362-0803 埼玉県北足立郡伊奈町大字大針 320

TEL : 048-723-0011

受付 8:00~17:00 (土日祝除く) | 窓口 介護保険住宅改修担当

